

Q & A

(災害補償課)

Q

年金たる損害補償等の額の端数処理の取扱いについて

平成 29 年 4 月 1 日に改正後の「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」(昭和 31 年政令第 335 号) が施行されましたが、年金額が改定された場合、端数がどのように変更されるのか、参考例を教えてください。

A

<例> 遺族補償年金

- ・遺族の数 1 人 …… 175 倍
- ・平成 28 年度の補償基礎額 9,450 円 (基礎額 8,800 円 + 扶養加算額 妻 433 円 + 子 217 円)
- ・平成 29 年度の補償基礎額 9,400 円 (基礎額 8,800 円 + 扶養加算額 妻 333 円 + 子 267 円)

①平成 28 年度

○年金額

(補償基礎額) (乗すべき数)

$$9,450 \text{ 円} \times 175 \text{ 倍} = 1,653,750 \text{ 円} \Rightarrow 1,653,800 \text{ 円}$$

(基準政令第 12 条の 2 による端数処理)

○4 月期 (平成 28 年 2 月及び 3 月分) に受給権者に対して支払われる額

(年金額) (支給月数 / 12 月)

$$1,653,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 月} / 12 \text{ 月} = 275,633 \text{ 円} \quad 1 / 3 \text{ 円} \Rightarrow 275,633 \text{ 円}$$

(端数処理 [円未満切り捨て])

A**②平成29年度**

○年金額

(補償基礎額) (乗すべき数)

$$9,400円 \times 175倍 = \underline{1,645,000円}$$

○6月、8月、10月及び12月の各支給期月に受給権者に対して支払われる額

(年金額) (支給月数/12月)

$$1,645,000円 \times 2月/12月 = 274,166円 \ 2/3円 \Rightarrow \underline{274,166円}$$

(端数処理 [円未満切り捨て])

③平成30年2月期に受給権者に対して支払われる額

(年金額) (支給月数/12月)

〔 4月、6月、8月、10月及び
12月期に切り捨てられた額 〕

$$1,645,000円 \times 2月/12月 + 1/3円 + 2/3円 \times 4期$$
$$= 274,166円 + 2/3円 + 9/3円 = 274,169円 \ 2/3円 \Rightarrow$$
$$\underline{274,169円}$$

(端数処理 [円未満切り捨て])

なお、消防団員に福祉事業として付加給付される特別給付金についても、同様に端数処理を行うこととなりますので、ご注意ください。